

仕 様 書

件名	マイクロフィルムリーダープリンタ・スキャナ保守
契約期間	令和8年6月1日 ～ 令和9年3月31日
仕様条件等	<p>(対応機種)</p> <p>1 コニカミノルタ社製マイクロリーダープリンタ・スキャナ Legend Viewer7100</p> <p>(台数)</p> <p>2 1台</p> <p>(設置場所)</p> <p>3 当該機器の設置場所 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当執務室</p> <p>(業務内容)</p> <p>4 受託者（以下「乙」という。）は、当該機器類を円滑に作動させ、機能を保持させるため、次の保守業務を行うこととし、当該業務に伴う費用（京都市（以下「甲」という。）の不適切な使用又は取扱いによるものを除く。）は、乙の負担とする。</p> <p>(1) 契約期間中に2回以上、当該機器類の設置場所に技術員を派遣し、当該機器の点検及び調整を行うこと。</p> <p>(2) 当該機器類の故障、不具合（甲の不適切な使用又は取扱いによるものを除く。）が発生し、甲からの修理等の依頼を受けたときは、速やかに技術員を派遣し、修理等を行うこと。</p> <p>(3) 修理等に要した部品の費用は乙の負担とする。ただし、ペーパー、ランプ、イメージングユニット、レンズ、ガラス、外装品は除く。</p> <p>(委託料の支払)</p> <p>5 甲は、9月及び3月頃に予定されている保守点検の終了後、委託金額の半分ずつを乙からの適法な支払請求書に基づき、請求日から30日以内に乙に支払わなければならない。</p>